

令和6年度 第3子以降学校給食費補助金 のご案内!!

多子世帯の経済的負担を軽減するため、扶養する子が3人以上いる世帯のうち、第3子以降の子が佐倉市立小・中学校に在籍している場合の学校給食費（令和6年度分）相当額を補助いたします。

※補助金を受けるには、毎年度、申請をしていただく必要があります。

補助金の対象となる保護者

次の①～④の全てを満たす保護者の方が対象となります。

- ① 子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、年齢の上から3番目以降の子が佐倉市立小・中学校で給食の提供を受けている。
（※宗教・アレルギー等の理由で給食の提供を受けていない場合も含む。Q&A 参照）
- ③ 国や県及び市の補助制度等により、学校給食費の全額補助を受けていない。
- ④ 給食費を滞納していない。

【補助金対象者の例】

	第1子	第2子	第3子	第4子	補助金の対象者
例1	31歳（扶養されている）	16歳（扶養されている）	佐倉市立中学生	佐倉市立小学生	第3子・第4子
例2	22歳就労者	16歳（扶養されている）	佐倉市立中学生	佐倉市立小学生	第4子
例3	20歳（扶養されている）	18歳就労者	佐倉市立中学生	佐倉市立小学生	第4子
例4	20歳就労者	18歳就労者	佐倉市立中学生	佐倉市立小学生	該当なし
例5	佐倉市立中学生	佐倉市立中学生	佐倉市立小学生	佐倉市立幼稚園生	第3子
例6	私立中学生	県立中学生	佐倉市立小学生	私立小学生	第3子

申請方法

記入漏れ・貼付書類漏れがある場合、申請をお受けできません。

- ① 申請書の記入 「佐倉市第3子以降学校給食費補助金交付申請書兼委任状」に必要事項を記入。
- ② 健康保険証のコピーの貼り付け 申請書に記載したお子さんのうち、義務教育年齢以外の子の健康保険証のコピーを、申請書裏面の指定欄に貼り付ける（義務教育年齢の子は、保険証添付不要です）。
- ③ 振込口座のわかる書類の貼り付け 補助金の振込先口座の通帳又はキャッシュカードのコピー（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人が確認できるもの）を申請書裏面の指定欄に貼り付ける。
- ④ 封筒に入れて、学校へ提出 申請書を任意の封筒に入れて封をし、封筒に「第3子以降給食費補助金申請書」と記入の上、通学している学校へ提出。

申請書提出締切

令和6年7月8日（月）までに学校へ提出してください。

申請内容に変更が生じた場合

申請内容に変更が生じた場合（扶養している人数の変更があった場合等）は、変更の届け出が必要となりますので、教育委員会指導課までご連絡ください。

毎月の給食費は必ず納付

給食費は、通常通り学校へ納付してください。

補助金のお支払い

年度末、各学校から給食提供状況の実績報告を受けて、補助金額が確定しましたら、申請書に記載された指定口座へお支払いいたします（確定した補助金額は、文書でお知らせいたします）。

補助金のお支払いは、令和 7 年 4 月の予定です。

第 3 子以降補助金に関する Q & A

Q：就学援助や生活保護を受けている場合は補助されるか。

A：就学援助や生活保護において給食費が全額支援されるため、補助金の対象外となります。
ただ、特別支援教育就学奨励費などで給食費の一部支援を受けている場合は、その額を差し引いた金額は補助金の対象となります。

Q：年度途中で市外の学校へ転校した場合は補助されるか。

A：佐倉市立小中学校に通っている期間が補助対象ですので、市外の学校へ転校した場合は、転校した日以降は補助金の対象となりません。

Q：扶養している 3 人の子どものうち、上の 2 人が保護者と別居している。佐倉市立小中学校へ通っている 3 人目の子は補助金の対象となるか。

A：上の 2 人の子どもについて、居住地が何処でも、健康保険証の写しで被扶養者であることが確認できれば、3 人目の子は補助の対象となります。

Q：アレルギー（宗教）等の理由により、学校に支払っている給食費がほかの人と比べ少ないが、補助は受けられるか。

A：アレルギー（宗教）等の理由で給食費を減額（停止）している場合でも、学校に通い、昼食を食べていれば、学校が定めた給食費相当額を補助金として受給することができます。

Q：補助金対象の子が長期欠席により、学校給食費を停止しているが、補助は受けられるか。

A：学校に通っていない場合は、補助の対象にはなりません。

<お問い合わせ先>

佐倉市教育委員会 指導課 保健給食班
TEL：043-484-6193